

請願文書表 平成26年9月盛岡市議会定例会（平成26年9月19日）

受理番号	受理年月日	請願の要旨	提出者及び紹介議員	付託委員会
2	H26. 9. 10	私学教育を充実・発展させるための請願	<p>私学助成をすすめる岩手の会 会長 新妻二男 (紹介議員) 菊田 隆 鈴木 礼子 兼平 孝信 佐々木 信一 高橋 重幸 伊達 康子 守谷 祐志</p>	教育福祉常任委員会
3	H26. 9. 10	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願	<p>一般社団法人岩手県聴覚障害者協会 盛岡支部長 菊池 るり子 (紹介議員) 菊田 隆 鈴木 礼子 兼平 孝信 佐々木 信一 高橋 重幸 伊達 康子 守谷 祐志</p>	教育福祉常任委員会

受 理 番 号	受 理年月日	請 願 の 要 旨	提出者及び紹介議員	付 託 委 員 会
4	H26. 9. 10	消費税 10%への引上げ 中止を求める請願	岩手県消費税廃止各界連絡会 代表 藤沢光一 (紹介議員) 鈴木礼子 佐々木信一 守谷祐志	総務 常任委員会
5	H26. 9. 10	「被災児童生徒就学支 援等臨時特例交付金」 継続に向けた、国への 働きかけに関する請願	岩手県教職員組合盛岡紫波支部 支部長 三又恭次 (紹介議員) 菊田隆 鈴木礼子 兼平孝信 佐々木信一 高橋重幸 伊達康子 守谷祐志	教育福祉 常任委員会

2014年 9月10日

盛岡市議会議長殿

請願者

厚生科

私学助成をすすめる岩手の会
の会員

会長 新妻 二男新

私学教育を充実・発展させるための請願

紹介議員

菊田隆
兼平孝信
鎌木礼子
~~高橋重幸~~
佐々木信一
伊達康子
守谷祐志

請願第 2 号



私学教育を充実・発展させるための請願書

請願の趣旨

日頃の私学振興に対するご尽力に敬意を表します。特に昨年度も私たちの請願（陳情）を、県内の多くの市町村議会が採択して下さったことに対しまして、心から御礼申し上げます。

各市町村議会から提出された意見書は、今年度の国の私学関係予算を増額させるなど、大きな威力を發揮しました。

岩手県は国の私学関係予算が毎年のように増額している中、財政赤字を理由として、高校生一人当たりの補助単価を平成16年度の340,570円を最高に、平成20年まで4年連続で削減しました。しかし、市町村議会からの意見書を始めとする県民からの声で、平成21年度より増額に転じ、今年度も岩手県の私学助成金（運営費補助）は高校生一人当たりの補助単価で336,444円（昨年度332,785円）と増額となりました。

それでも、私学と公立の学費格差は依然として大きく、私学の教育諸条件（施設・設備など）は全体として公立より劣っています。さらに、3年前の大震災によって施設・設備に甚大な被害を受けた学校も少なくありません。体育館が再建できないなど、教育活動に大きな支障をきたしている学校もあります。また、世帯の所得に応じて、授業料に対する就学支援金が支給されますが、私立高校には授業料に加えて実質的な授業料に相当する高額な「施設設備費」「教育維持費」等があります。現行の就学支援金だけでは公私間格差は是正されません。学費を支払うことができずに退学せざるを得ない生徒もなくなりません。私たちは、このような状況を早急に改善し、公立でも私立でも学費を心配せずに生徒が安心して学べる環境にしなければならないと考えています。

「少子化」進行の中で、公立・私立を問わず学校存立の危機がどの市町村でも迫っています。学校がなくなることは、その地域全体の過疎に拍車をかけることになり、地域の振興という点から見ても、憂慮すべき事態であると考えます。

私たちは、「少子化」の今こそ、教育諸条件（30人学級、教育費負担軽減など）を抜本的に改善する絶好の機会だと考えます。また、このことが「少子化」歯止めの有効な対策になると考えます。

以上のような趣旨から、下記の項目を実現して下さいよう、請願いたします。

請　願　事　項

1. 貴市内に設置されている私立高校に対して運営費補助を増額して下さい。
2. 貴市の住民で岩手県内の私立高校に在籍する生徒の保護者に対して、就学援助金を給付して下さい。
3. 国及び県に対して、過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金を更に充実することを求める意見書を提出して下さい。

以　上

平成 26 年 9 月 10 日

盛岡市議会議長

金沢 陽介 様

請願者

一般社団法人岩手県聴覚障害者協会
盛岡支部長 菊池 るり子

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

紹介議員

請願第 3 号



菊田 隆

鈴木 礼子

兼平 孝信

高橋 重幸

佐々木 信一

伊達 康子

守谷 広志

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

請願の主旨

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府では国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「すべての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

つきましては、本請願の主旨をご理解いただき、国に対しこの環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定することの意見書を提出されるよう請願いたします。

記

手話言語法が制定されると具体的には次のようなことが実現できると考えます。

1. ろう学校の子どもたちは、手話で学べ「手話」の授業が受けられるようになります。

2. さまざまな場面で手話通訳者が来てくれるようになります。

日常生活のさまざまな場面で手話通訳者が必要です。例えば、役所での手続き、病院、子どもの学校での保護者会や説明会、町内会での話し合い等。

3. テレビに手話通訳が付き、自然災害などの情報が直にわかるようになります。

テレビに字幕が付くようになったのは最近のことです。依然として災害時等緊急的な放送等には字幕も手話通訳者も付きません。

平成26年9月10日

盛岡市議会

議長 金沢陽介 殿

消費税10%への引上げ中止を求める請願書

【紹介議員】

佐味信一
鈴木礼子
守屋泰志

請願第4号



平成26年9月10日

盛岡市議会

議長 金沢陽介 殿

請願者

住所 :

氏名 : 岩手県消費税廃止各界連絡会

代表 藤沢光

電話 :



消費税 10%への引上げ中止を求める請願書

【請願趣旨】

住民生活向上のためのご尽力に心から敬意を表します。

政府は4月1日、消費税率を8%へ引き上げました。長引く不況に加え、多くの住民は「アベノミクス」の恩恵どころか、物価上昇、収入減、社会保障削減の三重苦を強いられています。地域経済を支える中小企業の倒産・廃業もあとをたたない状況です。

私たちは、地域経済を根本から壊す大増税・負担増を到底認めることはできません。

当該地域でも、経済の疲弊・商店街の衰退ははなはだしく、失業率は改善されず、中小企業の倒産廃業に歯止めがかかっていません。このような状況にのしかかる消費税増税と社会保障の負担増により、地域経済は決定的に破壊されようとしています。

政府は莫大な税金をつぎ込み、「消費税は社会保障財源に充てる」と大宣伝しています。それならばどうして年金制度改悪・医療費負担増など、社会保障負担が増え制度が改悪される一方なのでしょうか。そもそも消費税は、低所得者ほど負担が重い、弱いものいじめの税金で、社会保障財源としてはふさわしくありません。財政再建のためというなら、今までさえ大変な国民への負担増では解決しません。税金の使い方を国民の暮らし・福祉優先に切り替え、法人税率を見直し大企業・大資産家に応分の負担を求める必要があります。

今、政府がやるべきは増税法附則第18条3項に基づき、消費税増税を中止することです。また、政府は年内にも10%への増税を決めようとしていますがとんでもありません。住民の切実な実態と声を受け止め、国に対し、増税の撤回と再増税の中止を要請してください。以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により下記の事項について請願いたします。

【請願事項】

- 1、消費税 10%への引上げ反対の請願を採択し、政府に意見書を提出すること。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に向けた、
国への働きかけに関する請願

(紹介議員氏名)

佐々木 信一



菊田 隆

高橋 重幸

鎌木 礼子

兼平 孝俊

伊達 康子

守谷祐志

平成26年9月10日

盛岡市議会議長

金沢陽介様

請願第 5 号



請願者

住 所

[Redacted address]

氏 名 岩手県教職員組合盛岡紫波支部

支部長 三又恭次



「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」継続に向けた、 国への働きかけに関する請願

<請願趣旨・理由>

日頃の行政運営に敬意を表します。

さて、東日本大震災から3年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われています。

具体的には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学級・学校、私立学校、専修学校・各種学校に対して自治体が実施している既存の就学支援事業等において、震災により、対象者増や単価増が見込まれるため、自治体の新たな負担を全額国費で国が負担・支援するものです。2011年度の国の補正予算において、2014年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設されました。

事業対象の子どもの数は全国で、2011年度67,639人、2012年度58,352人、2013年度52,436人となっており、支援の継続が必要です。学校現場からも2014年度で終了することのないよう制度の継続を強く望む声が届いています。

こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学が保障されるよう、下記事項について強く要請します。

記

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、2015年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続するよう、国へ要望すること。